安心のネットワーク
NOSAI
佐賀県農業共済組合

安心のネットワーク

NOSAI GUIDE

農業共済のご案内

NOSAIは農家と共に地域農業の発展を支えています。

NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り
豊かな食料 を供給する産業です

わたくしたち NOSAI は
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め

日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

CONTENTS

■ 農業共済制度とは・NOSAIの仕組み …… 2
■ NOSAIで行う事業の種類・組合運営の仕組み …… 3
■ 加入から支払いまで・NOSAIで使われる主な用語 …… 4
■ 農作物共済（水稲） …… 5
■ 農作物共済（麦） …… 6
■ 家畜共済（死亡廃用・疾病傷害） …… 7,8
■ 果樹共済 …… 9
■ 畑作物共済 …… 10
■ 園芸施設共済 …… 11
■ 収入保険（農業経営収入保険） …… 12
■ 建物共済 …… 13
■ 農機具共済 …… 14

農業保険とは

- 農家が災害を受けたとき、その損害を補償して経営を安定させることを役割としています。
- 国の恒久的な農業災害対策の基幹として位置づけられた公的保険制度です。
- 農村に昔からあった相互扶助の精神を基礎として施行された農業災害補償法は平成 30 年 4 月から農業者の減少・高齢化、保険ニーズの多様化等時代の変化を踏まえ、サービスの向上及び効率的な事務による農業者への負担軽減の観点から抜本的な見直しを行い農業保険法となりました。

収入保険制度とは

- 平成31年1月1日から開始された新制度です。
- 青色申告を行っている農業者及び法人を対象に、国が保険料等の補助や保険を担う公的保険制度です。
- 農業経営全体の収入に着目するので、すべての農産物が対象です。
- 農業収入が１割以上減少すると補てん金を受け取ることができ、農家の皆様に安心して営農を行っていただくための保険です。

農業共済制度の特徴は

- 共済掛金のうち40%～55%を国が負担します。任意共済については国の負担はありません。
- 組合等が事業を運営する主な経費のうち多くの部分を国が負担します。
- 大被害が生じた際、危険分散を図るために国に再保険します。
- 営利を目的とした事業はできない事になっています。

NOSAIの仕組み

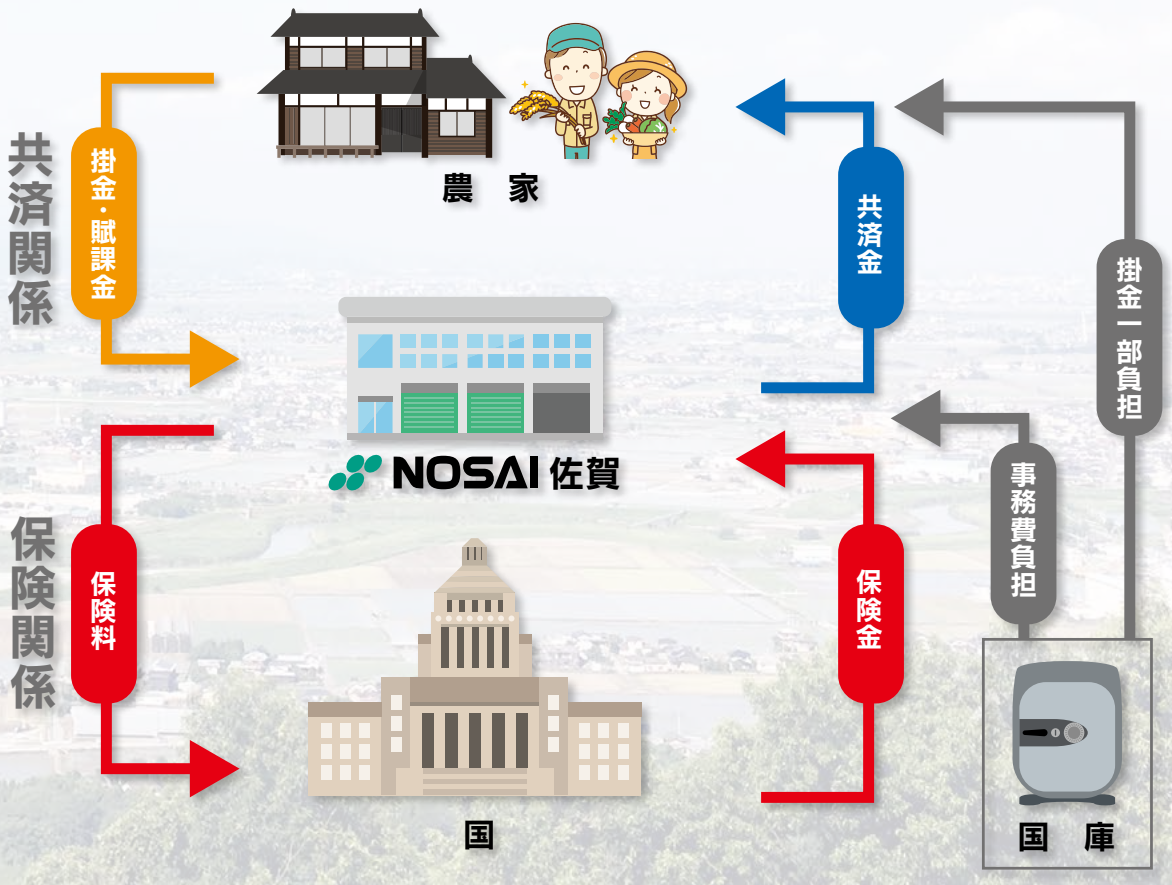

NOSAIで行う事業の種類

農作物共済

家畜共済

果樹共済

畑作物共済

園芸施設共済

収入保険（農業経営収入保険）

任意共済（建物・農機具）

NOSAI組合運営の仕組み

NOSAIは、協力していただく多くの皆さんの支えによって、次のように運営されています。

農家（組合員）

議決機関
総　代（総代会）

みなさん（農家）の代表です。組合の総代会で事業計画や予算のことなど、組合運営の方向を決める重要な役割を務めていただきます。３年任期で各支所から選出されます。

協力機関
共済部長（生産組合長）

農家と組合を結ぶ重要な任務を行っていただきます。共済加入の勧めや、契約金額の選択などの相談のほか、共済組合とのパイプ役として、幅広い人望を求められる要職です。

損害評価補助機関
損害評価員

正しい損害の評価が任務です。また損害防止の指導や適切な基準収穫量の設定に協力するなど、共済事業を進めるカナメの役割を務めていただきます。

安心のネットワーク
NOSAI（農業共済組合）

監査機関
監　事（監事会）

３年任期で総代会において選任され、正しく組合が運営されているか、理事の業務執行を監督・監査します。

執行機関
理　事（理事会）

３年任期で総代会において選任され、組合運営を執行します。

損害評価諮問機関
損害評価会委員（損害評価会）

抜取調査を実施するほか、評価高等重要事項を調査審議します。

NOSAI 加入から支払いまで

NOSAIの事業は、次のような流れで仕事が行われます。

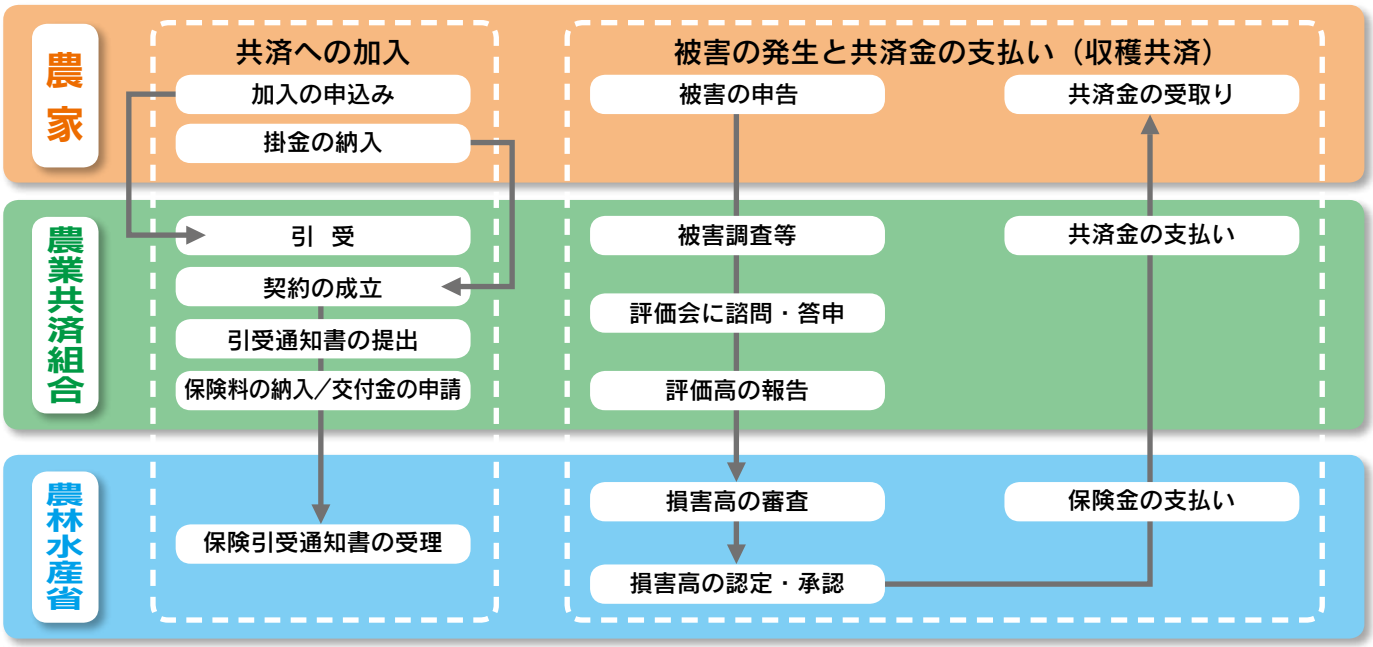

NOSAI で使われる主な用語

共済関係

農家と組合との間で結ばれる共済に関する権利義務の関係をいいます。共済関係の成立により、農家は共済金の支払いを受ける権利を持つ一方、掛金の納入義務、その他通常の肥培管理、損害通知、異動通知等の義務があります。

共済責任期間

共済関係の成立により、組合が農家の損害に対して補償責任を持つことになる期間のことです。

共済事故

組合が共済金の支払い義務を負うことになる事故です。共済事故となるものは、その発生が予期できず、また、これを避けることが困難なものでなければなりません。

基準収穫量

農作物・果樹・畑作物の各事業において損害額や共済掛金の算出基礎となる収量で、いわば「平年収量」のことです。

共済価額

共済に加入するものの価値を、時価額等で表した金額です。

共済金額

農家が共済事故により損害を被ったとき、組合が支払う共済金の最高限度額です。つまり、契約金額のことをいいます。

農家負担共済掛金

共済金を支払う財源としてあらかじめ、農家からいただくお金のことです。
建物、農機具共済以外は、国が共済掛金の40%～55%を負担します。

共済金

農家が共済事故により損害を被ったとき、その損害の程度に応じて支払うお金のことです。

付保割合

家畜共済、果樹共済、園芸施設共済において、共済価額または基準生産金額に対して農業共済組合が補償する割合のことです。付保割合が高いほど補償は大きくなります。

危険段階掛金率

過去の共済金の支払の程度に応じて加入者をグループに分け、被害率が高い加入者は掛金率が高くなり、低い加入者は掛金率が低くなります。

農作物共済（水稲）

水稲が災害によって、一定割合を超える減収となったときに、共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

水稲・麦の耕作面積の合計が 10 アール以上の農家となります。

■対象となる災害は

すべての気象災害、地震、噴火、火災、病虫害及び鳥獣害による災害です。なお､品質方式については､減収に加えて品質の低下に伴う生産金額の減少も含みます。

■責任期間は

本田移植期から､収穫する時までです。(直播をする場合は、発芽期から)

■共済金額(契約金額)は

◎全相殺方式
共済金額
=1kg 当たり共済金額×引受収量
(基準収穫量の９割)

※ 1kg 当たり共済金額…農林水産大臣が２以上を定め、都道府県別に告示します。

※収穫量を帳簿などで確認できる白色申告者も全相殺方式に加入できます。

◎品質方式
共済金額
= 基準生産金額の 40% 以上から共済限度額以下の金額の範囲内で申し出た金額

※基準生産金額…品質を加味した平年的な生産金額
※共済限度額…基準生産金額×補償割合（９割、８割、７割）

◎地域インデックス方式
共済金額
=1kg 当たりの共済金額×引受収量
(基準収穫量の９割)

■共済掛金は

農家負担共済掛金は、共済掛金のうち国が負担する部分 (50%) を差し引いた額となります。

農家負担共済掛金
= 共済金額×共済掛金率ー国の負担額

※共済掛金率…過去一定年間の被害実績をもとに、組合ごと、あるいは地域ごとに定められています。

■共済金の支払いは

◎全相殺方式

加入農家より損害通知があった場合、組合による出荷数量調査を行い、農家ごとに基準収穫量の１割を超える減収があった場合に共済金を支払います。

支払共済金 = 共済減収量 ×1kg 当たり共済金額

※共済減収量 =(農家の基準収穫量ー農家の収穫量)
ー農家の基準収穫量 × 0.1

◎品質方式

加入農家より損害通知があった場合、組合による出荷施設等の出荷数量等調査を行い、農家ごとに品質の低下を加味した収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額 (基準生産金額の９割) に達しないときに共済金を支払います。

支払共済金
=（共済限度額ー生産金額）× 共済金額 / 共済限度額

※共済金の支払いは農家が最高の補償割合を選択したものとして例示しています。

◎地域インデックス方式

農業者ごとに、作付した市町村の過去５カ年の農林水産統計の平均単収（５中３）を用いて基準収穫量を設定し、台風等により当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に、共済金を支払います。

- 統計単収：農林水産省による作物統計調査の収穫量調査に基づく単位面積当たりの収穫量。

支払共済金
(○○市)耕地別基準収穫量ー(○○市)統計数値による収穫量
= 統計数値による減収量
統計数値による減収量ー支払対象外部分 = 共済減収量
(9割補償の場合､基準の1割)
共済減収量×1kg当たり補償金額 = 支払共済金

農家負担掛金及び支払共済金の推移

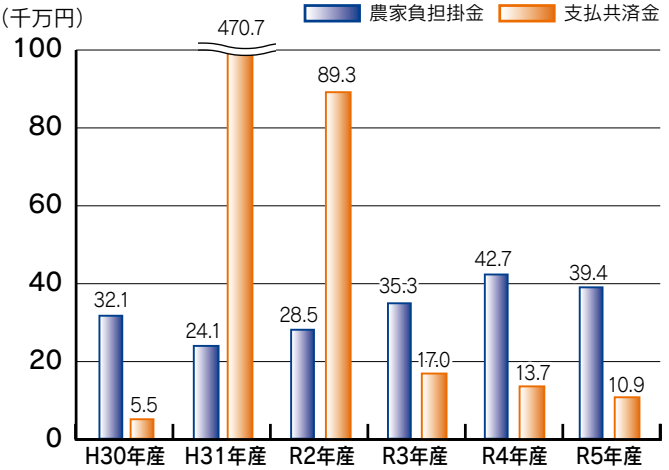

農作物共済（麦）

麦が災害によって、農家の麦種（小麦・大麦・裸麦）ごとに一定割合を超える減収となったときに、共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

水稲・麦の耕作面積の合計が 10 アール以上の農家となります。

■対象となる災害は

すべての気象災害、地震、噴火、火災、病虫害及び鳥獣害による災害です。なお、災害収入共済方式については、減収に加えて品質の低下に伴う生産金額の減少も含まれます。

■責任期間は

発芽期から、収穫する時までです。

■共済金額（契約金額）は

◎全相殺方式
共済金額
=1kg 当たり共済金額×引受収量
（基準収穫量の９割）

※ 1kg 当たり共済金額…農林水産大臣が２以上を定め、都道府県別に告示します。

◎災害収入共済方式
共済金額
= 基準生産金額の 40% 以上から共済限度額以下の金額の範囲内で申し出た金額

※基準生産金額…品質を加味した平年的な生産金額
※共済限度額…基準生産金額×補償割合（９割、８割、７割）

◎地域インデックス方式
共済金額
=1kg 当たりの共済金額×引受収量
（基準収穫量の９割）

■共済掛金は

農家負担共済掛金は、共済掛金のうち国が負担する部分（50 ～ 55%）を差し引いた額となります。

農家負担共済掛金
= 共済金額×共済掛金率ー国の負担額

※共済掛金率…過去一定年間の被害実績をもとに、組合ごと、あるいは地域ごとに定められています。

■共済金の支払いは

◎全相殺方式

加入農家より損害通知があった場合、組合による出荷施設等の売渡数量調査を行い、農家の麦種（小麦・大麦・裸麦）ごとに基準収穫量の１割を超える減収があった場合に共済金を支払います。

支払共済金 = 共済減収量× 1kg 当たり共済金額

※共済減収量 =（農家の基準収穫量ー農家の収穫量）
ー農家の基準収穫量 × 0.1

◎災害収入共済方式

加入農家より損害通知があった場合、組合による出荷施設等の売渡数量調査を行い、農家の麦種（小麦・大麦･裸麦）ごとに品質の低下を加味した実収穫量が基準収穫量を下回り、かつ生産金額が共済限度額（基準生産金額の９割）に達しないときに共済金を支払います。

支払共済金
=（共済限度額ー生産金額）× 共済金額 / 共済限度額

※共済金の支払いは農家が最高の補償割合を選択したものとして例示しています。

（注）：平成 27 年度から、経営所得安定対策が見直され、営農継続支払が当年の作付面積に応じて数量払いの内金として交付されることから、麦に係る共済金については、農業者が営農継続支払の交付を受けた場合には、営農継続支払を当年産の収入に含めて共済金を算定します。

◎地域インデックス方式

農業者ごとに、作付した市町村の過去５カ年の農林水産統計の平均単収（５中３）を用いて基準収穫量を設定し、台風等により当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に、共済金を支払います。

●統計単収：農林水産省による作物統計調査の収穫量調査に基づく単位面積当たりの収穫量。

支払共済金
（○○市）耕地別基準収穫量ー（○○市）統計数値による収穫量
= 統計数値による減収量
統計数値による減収量ー支払対象外部分 = 共済減収量
（9割補償の場合、基準の1割）
共済減収量×1kg当たり補償金額 = 支払共済金

農家負担掛金及び支払共済金の推移

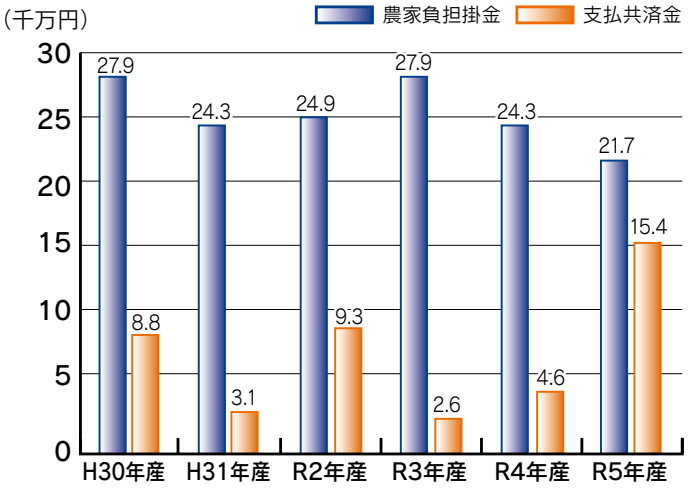

家畜共済（死亡廃用）

飼養する牛・馬・豚の死亡や廃用事故による損害に共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

家畜区分	対象家畜
搾乳牛	搾乳用の満 24 月齢以上の乳牛の雌
育成乳牛	満 24 月齢未満の乳牛の雌 （含出生子牛）
繁殖用雌牛	繁殖用の満 24 月齢以上の 肉用牛の雌
育成・肥育牛	搾乳牛、繁殖用雌牛、育成乳牛及び種雄牛以外の牛 （乳牛でない出生子牛）
育成・肥育馬	繁殖用雌雄馬以外の馬
種豚	繁殖用雌雄豚 （出生後第 5 月の末日を経過）
特定肉豚	種豚以外の豚（出生後第 20 日又は離乳に達している）

■責任期間は

掛金の払い込みを受けた日の翌日から 1 年間

■共済金額（契約金額）は

牛・馬・豚は共済価額（個体評価額）の 80% から 20%、肉豚では 80% から 40% の範囲内で選択できます。
選択された金額は 1 年間固定です。【付保割合固定】

■共済掛金は

過去 10 年間の損害率により算定した掛金のうち牛・馬 50%、豚 40% 分を国が負担しますので、差引き分が農家負担掛金となります。

■事故除外引受方式とは

以下の事故を支払対象から外すことで農家負担掛金が割引かれます。

（除外できる事故）

- 特定事故による死亡廃用以外の死亡廃用
- 特定事故による廃用以外の廃用
- 急性疾患（1 号）、救出不能（2 号）および慢性疾患（3 号）の廃用事故（肉牛・種豚のみ）
- 繁殖障害（5 号）および乳房炎（6 号）の廃用事故（乳牛のみ）
- 特定肉豚の特定事故による死亡以外の死亡

■共済に加入したら

- 異動（導入、出荷等）がある度にトレサ情報の入力を行って下さい。
- 加入された家畜が死亡廃用事故にあった場合は、速やかに獣医師の診断を受け、共済組合（支所）へ連絡して下さい。
- 死亡廃用共済は、年間の飼養計画を元に引受を行います。
  期間中の出生・異動等により、加入時の引受内容に変更が生じます。
  その為、引受終了時あるいは引受期間中に「実際の飼養頭数」との差額となる掛金、支払共済金を再徴収または返還することがあります。

■共済金の支払いは

- 加入家畜が死亡したとき
- 獣医師がまもなく死亡すると診断するか、治療しても治らないと診断し、廃用認定されたとき
- 伝染病、行方不明、谷や井戸に落ち救い出せないとき

※家畜商等へ売却した後、牛伝染性リンパ腫又はBSEと診断された場合でも、返還金の有無にかかわらず共済金を請求することができます。

支払共済金（事故家畜への保険金）
=（事故時点の個体評価額 - 残存物価額等）（肉・皮など）
× 共済金額 / 共済価額（付保割合）

農家負担掛金及び支払共済金の推移

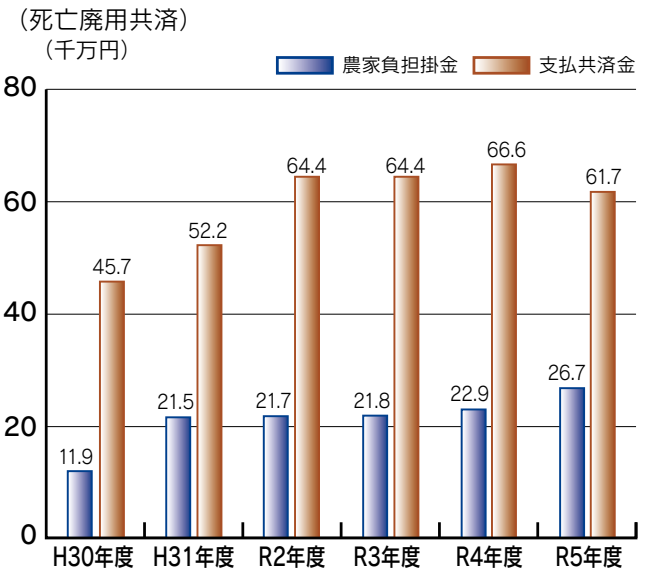

家畜共済（疾病傷害）

年間に飼養する牛・馬・豚（肉豚を除く）の病気やケガによる損害（診療費用）に共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

家畜区分	対象家畜
乳用牛	搾乳牛、育成乳牛 （牛の胎児除く）
肉用牛	繁殖用雌牛、育成・肥育牛 （牛の胎児除く）
一般馬	育成・肥育馬
種豚	繁殖用雌雄豚 （出生後第５月の末日を経過）

■責任期間は

掛金の払い込みを受けた日の翌日から１年間

■共済金額（契約金額）は

・期首時点の飼養家畜の個体評価額（１頭あたり50万円を上限）×期首頭数×病傷共済金支払限度率×短期係数を100%として０%超～100%の範囲内で選択できます。（付保割合の選択）

・責任期間中に、導入に伴い、共済金額の増額を希望される場合は、その異動の日から２週間以内に組合へ申し出てください。期限内に掛金の納入があれば、異動の日からその増額分の効力が生じます。

・また、責任期間中に飼養規模の著しい変更により、家畜を飼養しなくなったときは、共済金額の減額ができます。その異動の日から２週間以内に組合へ申し出てください。

■共済掛金は

過去10年間の損害率により、算定した掛金のうち牛・馬50%、豚40%分を国が負担しますので、差引き分が農家負担掛金となります。

※令和５年度の加入より、共済金額を最高補償額に選択しても補償額を低く選択した場合と比べて掛金は大きく変わらない仕組みに制度が見直されました。

■共済に加入したら

加入された家畜が病気やケガをしたら、速やかに獣医師の診療を受けて下さい。

■共済金の支払いは

・疾病傷害共済の損害の額は、次の①と②によって算定される額の、いずれか低い方の額が損害の額（共済金）となります。

①損害額＝診療総点数×１点の価額×$\frac{90}{100}$

②損害額＝診療により組合員が負担した費用×$\frac{90}{100}$

※家畜共済（疾病傷害）に加入された場合「$\frac{90}{100}$」は共済金。

残り「$\frac{10}{100}$」（1割分）は自己負担となります。

・診療総点数は、診療等の内容に応じて農林水産大臣が家畜共済診療点数表に定める点数の合計となります。また、１点の価額は、農林水産大臣が定める金額（10円）となります。

■待期間中事故は

家畜の新規加入や導入後の２週間以内の事故（死廃と病傷）は、待期間中の事故として共済金の支払いが免責されますが、一定の条件を満たせば、待期間中事故であっても、待期間に係る免責となりません。

農家負担掛金及び支払共済金の推移

（疾病傷害共済）

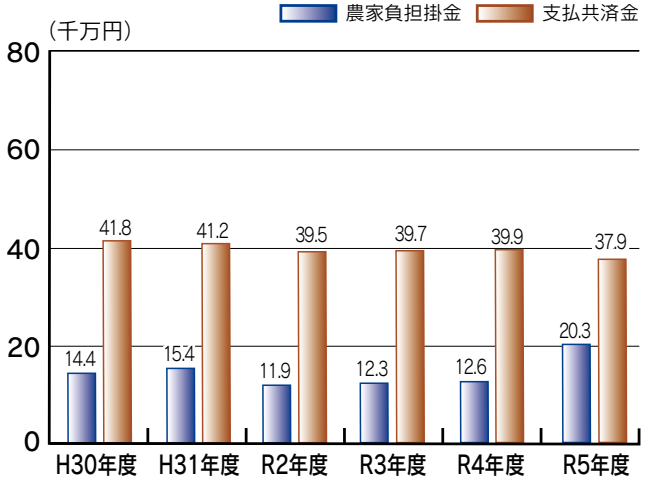

果樹共済

うんしゅうみかん・なしが、災害によって一定割合を超える減収となったときに、共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

	うんしゅうみかん	な　し
1 類	早生うんしゅうの品種	早生の品種
2 類	普通うんしゅうの品種	中生の品種
3 類	うんしゅうみかんのうちプラスチックハウスを用いて栽培されるもの	晩生の品種
5 類	ハウス栽培以外のうんしゅうみかん（災害収入共済方式）	—
6 類	—	災害収入共済方式

類区分とは収穫期・栽培方法によってグループ分けしたものです。類区分ごとの栽培面積のいずれかを５アール以上栽培している農家となります。

■対象となる災害は

すべての気象災害、地震、噴火、病虫害及び鳥獣害による災害です。ただし、隔年結果、肥培管理不良による減収は共済事故の対象となりません。

■責任期間は

うんしゅうみかんは春枝の伸長停止期（6 月初旬頃）から翌年の収穫期までです。なしは花芽の形成期（6 月初旬頃）から翌年の収穫期までです。

■共済金額（契約金額）は

◎半相殺減収総合一般方式

〔被害のあった樹園地のみ損害評価を行い、農家ごとの減収量を把握する方式〕

「果実の 1kg 当たり価額×標準収穫量」から計算された「標準収穫金額」の４割から７割までの間で選択できることになっています。

◎災害収入共済方式

〔農協等の出荷資料を中心に損害評価を行い、減収量と減収金額を把握する方式。この場合の減収量には品質低下による減収が含まれます。また、選果場単位でも加入できます。〕

農協等の出荷資料により計算された“基準生産金額”の4割から8割の間で選択できることになっています。

◎地域インデックス方式

共済金額
＝標準収穫量×果実の kg 当たり価格×補償割合

※果実の kg 当たり価格は、農林水産大臣が類区分等ごとに定める価格を類区分等ごとの栽培面積で加重平均した価格。

■共済掛金は

農家負担共済掛金は、共済掛金のうち国が負担する部分（50%）を差し引いた額となります。

農家負担共済掛金＝共済金額×共済掛金率ー国の負担額

■共済金の支払いは

次の算式によって算出される金額を支払います。

◎半相殺減収総合一般方式

基準収穫量の３割を超える被害から共済金が支払われます。

損害割合＝（基準収穫量 － 実収穫量）÷ 基準収穫量
支払共済金＝共済金額 × 共済金支払い割合

損害割合ごとの共済金支払割合は次のようになっています。（%）

損害割合	30	31	40	50	60	70	80	90	100
共済金支払割合	0	1	14	29	43	57	71	86	100

◎災害収入共済方式

基準収穫量の１kg以上の減収量（品質低下による減収を含む）があり、かつ生産金額が共済限度額を下回った場合に共済金が支払われます。

支払共済金
＝（共済限度額－生産金額）× 共済金額 ÷ 共済限度額

※共済限度額は、基準生産金額の８割です。

◎地域インデックス方式

農業者ごとに、過去５カ年の農林水産統計の平均単収（５中３）を用いて基準収穫量を設定し、台風等により当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に、共済金を支払います。

- 統計単収：農林水産省による作物統計調査の収穫量調査に基づく単位面積当たりの収穫量。

支払共済金＝共済金額 × 共済掛金支払率
共済金支払率（支払開始割合 10% の場合）
＝ 10/9 × 損害割合 － 1/9

農家負担掛金及び支払共済金の推移

（うんしゅうみかん、なし）

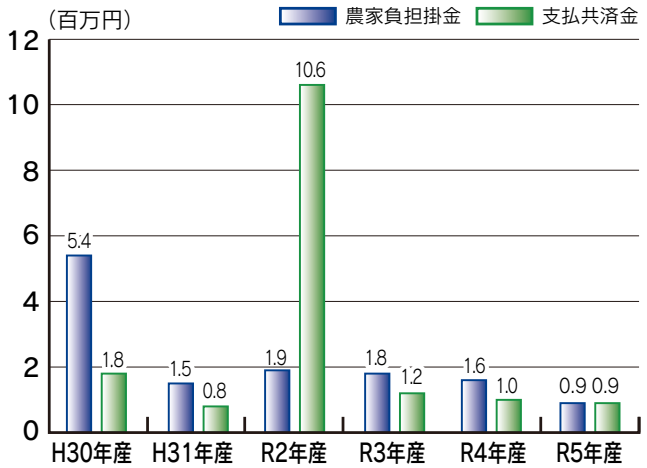

畑作物共済

大豆が災害によって、農家ごとに基準収穫量の一定割合を超える減収となったときに、共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

大豆５アール以上作付けしている農家となります。

■対象となる災害は

すべての気象災害、地震、噴火、火災、病虫害及び鳥獣害による災害です。

■責任期間は

発芽期から、収穫期までです。

■共済金額（契約金額）は

◎全相殺方式
共済金額 ＝ 1kg 当たり共済金額×引受収量
（基準収穫量の９割）

※1kg 当たり共済金額…農林水産大臣が２以上を定め、都道府県別に告示します。

◎地域インデックス方式
共済金額 ＝ 1kg当たりの共済金額×
引受収量（基準収穫量の９割）

※9割補償の場合

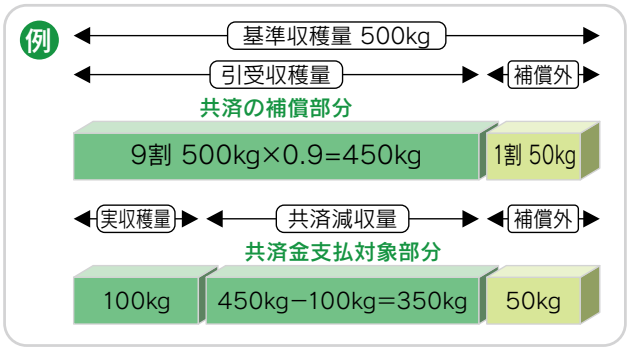

■共済掛金は

農家負担共済掛金は、共済掛金のうち国が負担する部分（55%）を差し引いた額となります。

農家負担共済掛金
＝共済金額×共済掛金率ー国の負担額

※共済掛金率…過去一定年間の被害実績をもとに、組合ごと、あるいは地域ごとに定められています。

■共済金の支払いは

◎全相殺方式

加入農家より損害通知があった場合、組合による出荷施設等の出荷数量等調査を行い、農家ごとに基準収穫量の１割を超える減収量に対して共済金を支払います。

支払共済金 ＝ 共済減収量× 1kg 当たり共済金額

※共済減収量 ＝（農家の基準収穫量ー農家の収穫量）
ー農家の基準収穫量× 0.1

※農家が最高の補償割合を選択したものとして例示しています。

（注）：平成 27 年度から、経営所得安定対策が見直され、営農継続支払が当年の作付面積に応じて数量払いの内金として交付されることから、大豆に係る共済金については、農業者が営農継続支払の交付を受けた場合には、営農継続支払を当年産の収入に含めて共済金を算定します。

◎地域インデックス方式

農業者ごとに、作付した市町村の過去５カ年の農林水産統計の平均単収（５中３）を用いて基準収穫量を設定し、台風等により当年の統計単収が基準収穫量の補償割合を下回った場合に、共済金を支払います。

- 統計単収：農林水産省による作物統計調査の収穫量調査に基づく単位面積当たりの収穫量。

支払共済金
（○○市）耕地別基準収穫量ー（○○市）統計数値による収穫量
＝ 統計数値による減収量
統計数値による減収量ー支払対象外部分 ＝ 共済減収量
（9割補償の場合、基準の1割）
共済減収量×1kg当たり補償金額 ＝ 支払共済金

農家負担掛金及び支払共済金の推移

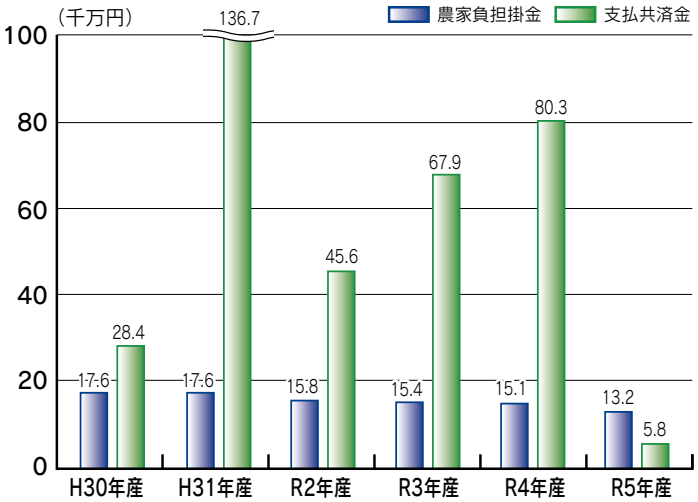

園芸施設共済

園芸施設が災害によって、損害を受けたときに、共済金が支払われる事業です。

■加入できるのは

○農作物を栽培する施設（ビニール（プラスチック）ハウス１アール、ガラス室 0.5 アール以上）を所有している農家となります。

○所有している施設は、全棟加入となります。
※耐用年数の 2.5 倍以上経過した施設については加入者の希望により一括加入の対象から外すことができます。

○施設本体と併せて、施設内農作物、附帯施設、施設撤去費用及び復旧費用も加入できます。

○施設内農作物には病虫害事故除外方式があります。

■対象となる災害は

・すべての気象災害・地震・噴火・火災・車両の衝突・航空機の墜落・病虫害及び鳥獣害による災害です。
・単独で発生した病虫害は、防除の難易度により 30 ～ 100% の間で共済金が減額されます。

※こんな時は、共済金は支払われません。

・損害発生の通知を怠った場合や、故意又は重大な過失によって生じた損害
・盗難又はいたずらによる損害
・自然消耗によって生じた損害
・損害額が選択した共済金支払損害額に満たないとき
・収穫終了後や作付がない場合で、施設管理が行われていない施設の被覆材の損害。
・組合の確認前に修復や補修、撤去がされて、損害が特定できない場合。

■責任期間は

掛金の払い込みを受けた日の翌日から、1 年間です。
※未被覆期間を含めた 1 年間の加入となります。

■共済金額（契約金額）は

共済価額（１棟ごと）の４割から８割（付保割合）までの範囲内で選択された金額となります。
※復旧費用特約を追加することにより、共済価額の８割まで補償します。
※共済価額の８割補償の上限を追加特約により 10 割まで補償します。

■共済掛金は

農家負担共済掛金は、共済掛金のうち国が負担する部分（50%）を差し引いた額となります。

加入者が負担する掛金等 ＝ 農家負担共済掛金 ＋ 賦課金

農家負担共済掛金 ＝ （補償額 × 被覆期間共済掛金率 × 被覆期間月数／12 ＋ 補償額 × 未被覆期間共済掛金率 × 未被覆期間月数／12） × 5割

※令和２年９月からの制度改正に伴う特約の掛金は全額農家負担となります。

■共済金の支払いは

損害額が３万円または共済価額の 20 分の 1 を超えた時から共済金のお支払いとなります。また、損害額が 10 万円、20 万円、50 万円及び 100 万円を超えた時からも選択できます。
※損害額が１万円以上の場合に共済金をお支払いする、１万円特約も新たに追加されました。特約追加の条件は損害額３万円以上を選択した場合に追加できる特約で、共済価額の５％か１万円を下回る場合は選択できません。

支払共済金 = 損害額×付保割合

・共済金は発生した都度支払います。
・病虫害事故除外の場合は、病虫害による被害を差し引いたものを損害額とします。
・復旧費用に係る共済金は、復旧及び領収書による費用の確認後に支払います。

農家負担掛金及び支払共済金の推移

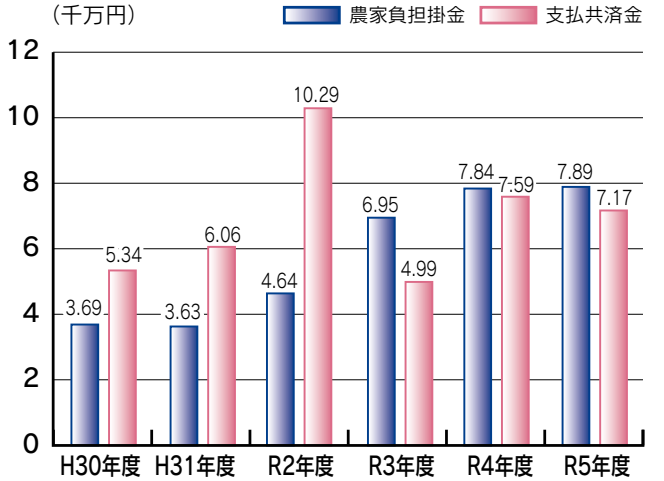

「もしも」にそなえる、あなたへのエール。
収入保険

収入保険（農業経営収入保険）

加入できる方は、**青色申告**を行っている農業者（個人・法人）です。
収入保険は、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償する保険です。

農業者が保険期間に生産･販売する農産物の販売収入全体が対象です。

米、畑作物、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、はちみつ、生乳など、ほとんどの農産物をカバーします。
簡易な加工品（精米、もち、荒茶、仕上茶、梅干し、干し大根、畳表、干し柿、干し芋、乾しいたけ、牛乳等）も含みます。

○肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は経営安定交付金制度（マルキン）等が措置されているものは対象外です。
※収入保険制度と農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度等の類似制度については、どちらかを選択して加入することになります。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の９割を下回った場合に、支払対象となります。（補償限度）

直近5年分の農業販売収入をもとに基準収入金額を算定します

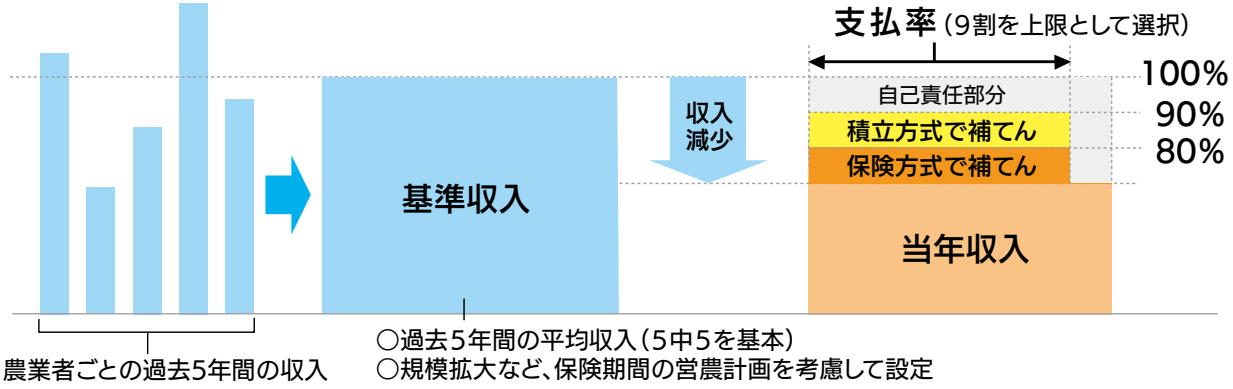

POINT! 積立部分は被害がなければ翌年に繰り越します。
また、解約された場合は、お返しいたします。
言ってみれば**預金**のようなものです。

POINT! 保険料は自動車任意保険と同様に保険金の受け取りが無ければ、翌年の保険料は下がります。

保険料	国庫補助 50%	自己負担 50%
積立金	国庫補助 75%	自己負担25%

補てん金額の試算表（基準収入金額1,000万円の場合）

収入減少の程度（当年収入）	補てん金の合計			補てん金を含めた当年年収（対基準収入）
	積立方式（特約補てん金）	保険方式（保険金）	合　計	
20%（800万円）	90万円	0万円	90万円	890万円（89%）
30%（700万円）		90万円	180万円	880万円（88%）
40%（600万円）		180万円	270万円	870万円（87%）
50%（500万円）		270万円	360万円	860万円（86%）
100%（0万円）		720万円	810万円	810万円（81%）

収入保険の全体スケジュール（個人の場合のイメージ）

加入申請年	保険期間	保険期間終了後
前年12月末まで	1月～12月	確定申告後（翌年3～6月）
加入申請 **保険料・積立金 付加保険料の納付** ※ 保険料・積立金は分割支払いも可（最終の納付期限は保険期間の８月末）	・加入申請年の申告実績報告 ・営農計画変更申請 ・事故発生の連絡 ・つなぎ資金（無利子）申請	**保険金・特約補てん金の請求・支払**

建物共済（火災･総合）

建物や家具類が火災や自然災害によって、損害を受けたときに、共済金が支払われる事業で、建物火災共済と建物総合共済の２つがあります。

■加入できるのは

農業に従事している方が所有し、又は管理する建物（建物内の家具類・農機具等）で１棟ごとの加入となります。

■対象となる災害は

火災共済…火災、落雷、破裂、爆発、外部からの物体の落下、車両の飛び込みなどです。ただし、自然災害は除きます。

総合共済…火災共済で対象となる災害のほかに、風水害、雪害、地震など自然災害を含みます。

■共済掛金は

共済掛金 = 共済金額×共済掛金率

共済掛金率は、火災共済又は総合共済ごと並びに物件の用途及び構造により異なります。

■責任期間は

掛金の払い込みを受けた日の午後４時から１年間です。ただし、継続加入の場合は前の契約が切れた日から１年間です。

■共済金額（契約金額）の範囲は

・建物に収納されている家具類・農機具も新価契約で加入でき、１棟ごとに火災共済は 6,000 万円まで、総合共済は 4,000 万円まで加入できます。なお、１棟当たりの加入限度額は１億円が上限です。

・一戸当たりの共済金額に制限はありません。棟別の契約となりますので、住宅 6,000 万円、納屋 2,000 万円、倉庫 1,000 万円というように加入できます。

■共済金の支払いは

火災共済の計算

$$\text{支払共済金} = \text{損害額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{評価額} \times 0.8\ (\text{建物＋家財等})}$$

総合共済の計算（風水害等の自然災害による場合）

$$\text{支払共済金} = (\text{損害額} - 10{,}000\text{円}) \times \frac{\text{共済金額}}{\text{評価額}\ (\text{建物＋家財等})}$$

◎ただし、地震等による災害は共済金額の５割を限度とし、損害額から１万円の控除はしません。

火災共済の支払共済金計算例

評価額 5,000 万円の場合	全焼・全損（損害額 5,000 万円の場合）	半焼・半損（損害額 2,000 万円の場合）
4,000 万円加入の場合 （評価額の 80% 以上加入）	支払共済金 =4,000 万円（加入額限度）	2,000 万円 × 4,000 万円 / 5,000 万円×0.8 = 2,000 万円（支払共済金）
2,000 万円加入の場合 （評価額の 80% 未満加入）	支払共済金 =2,000 万円（加入額限度）	2,000 万円 × 2,000 万円 / 5,000 万円×0.8 = 1,000 万円（支払共済金）

（注）①他保険と重複でも、合計加入金額が共済価額の範囲内であれば全額支払いになります。
②加入金額が共済価額を超えると、その超過分は無効になります。他保険との重複超過は、損害額を限度として按分支払いになります。

■費用共済金は

○共済金のほかに費用共済金がプラスされます。ただし、他の保険がある場合は、それぞれの支払限度額を超えない額での按分支払いになることがあります。

残存物取片付け費用共済金	損害共済金の 10%（ただし、実費限度）が支払われます。
特別費用共済金	火災により全損になったとき加入金額の 10% が支払われます。（200 万円を限度）（ただし地震、噴火の自然災害が起因した事故を除きます）
地震火災費用共済金	地震による火災で建物が半焼以上のときに加入金額の 5% が支払われます。（火災共済のみ）
損害防止費用共済金	火災損害の防止に支出された費用に対して支払われます。
失火見舞費用共済金	隣家へ延焼したときの見舞金の費用に対して一被災世帯あたり 50 万円（加入金額の 20% 限度）が支払われます。
水道管凍結修理費用共済金	水漏れを生じていない水道管の凍結損害に対し、その修理費用を実費（ただし 10 万円限度）でお支払いします。

農機具共済（火災・損害）

農機具が共済事故によって、損害を受けたときに、共済金が支払われる事業で、農機具火災共済と農機具損害共済の２つがあります。

■加入できるのは

○農家が所有し、又は管理する農機具1台ごとの加入となります。

火災共済…購入価額又は新品価額が60万円以上の農機具となります。

損害共済…購入価額又は新品価額が60万円以上の農機具で乗用トラクター、コンバイン、乗用型田植機、乗用管理機、自走式動力噴霧機、乗用型茶摘採機、玉ねぎ収穫機、野菜移植機、乾燥機、ホイルローダー、自走式運搬車、フォークリフト、ロータリー、ハロー、中耕除草機（カルチベーター）、あぜ塗機、乗用型茶管理機の17種類の農機具となります。

■共済金額（補償額）は

火災共済…
- 新品価額で補償します。
- １台ごと最高2,000万円までの補償となります。

損害共済…
- 耐用年数までは購入価額(新品価額)で補償し、耐用年数を過ぎた場合は一定の率で減額して補償します。
- １台ごと最高2,000万円までの補償となります。

■責任期間は

•掛金の払い込みを受けた日の午後4時から1年間です。

■特約について

・「自動継続特約」で加入された場合、毎年の更新手続きが簡単になります。

・損害共済の「地震等担保特約」で加入された場合、地震等による損害を補償します。

■共済金の支払いは

共済事故による損害額が2万円以上のときに損害額=支払共済金として支払われます。ただし、加入者に過失等がある場合は免責額を差し引いての支払いとなります。

■対象となる損害は

火災共済…火災、落雷、物体の落下・飛来、破裂・爆発、盗難による盗取又はき損、鳥獣害、第三者行為による不可抗力のき損を対象とします。

損害共済…火災共済での対象損害に加え衝突・接触、墜落・転覆、異物の巻き込みなどの稼働中の事故、さらに風水害、雪害、土砂崩れ等の災害に帰因する事故まで対象とします。

■免責事項あり

損害額から免責基準に基づき適用します。

■ 火災共済掛金表（火災共済:100万円当り/1,051円）

共済金額	100 万円	300 万円	500 万円
共済掛金	1,051 円	3,153 円	5,255 円

■ 農機具損害共済掛金表

	機種名	購入価額 / 約定割合	100 万円		300 万円		500 万円	
			共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金	共済金額	共済掛金
普通物件	自走式運搬車、フォークリフト、乗用型田植機、新品価額が60万円以上のアタッチメント（ロータリー、ハロー、中耕除草機（カルチベーター）、あぜ塗機）、乗用トラクター	100%	100 万円	5,000 円	300 万円	15,000 円	500 万円	25,000 円
		70%	70 万円	4,510 円	210 万円	13,532 円	350 万円	22,554 円
		50%	50 万円	4,039 円	150 万円	12,117 円	250 万円	20,195 円
特殊物件	コンバイン、乗用管理機、玉ねぎ収穫機、移植機、ホイルローダー、乾燥機	100%	100 万円	6,000 円	300 万円	18,000 円	500 万円	30,000 円
		70%	70 万円	5,476 円	210 万円	16,430 円	350 万円	27,384 円
		50%	50 万円	4,944 円	150 万円	14,832 円	250 万円	24,720 円
特殊割増物件	自走式動力噴霧機、乗用型茶摘採機、乗用型茶管理機	100%	100 万円	8,000 円	300 万円	24,000 円	500 万円	40,000 円
		70%	70 万円	7,408 円	210 万円	22,226 円	350 万円	37,044 円
		50%	50 万円	6,754 円	150 万円	20,262 円	250 万円	33,770 円

○地震等担保特約に加入の場合は、掛金が加算されます。

安心のネットワーク
NOSAIネットワーク

東松浦支所
〒847-0002
唐津市山本717番地1
TEL:0955-78-1877
FAX:0955-78-0858

東西松浦 家畜診療所本所
〒847-0314
唐津市鎮西町菖蒲3062番地7
TEL:0955-82-3911
FAX:0955-82-4357

東西松浦 家畜診療所 肥前出張所
〒847-1521
唐津市肥前町田野乙1370番地2
TEL:0955-54-0037
FAX:0955-54-2833

伊万里有田支所
〒848-0027
伊万里市立花町字通谷1542番地19
TEL:0955-23-2045
FAX:0955-23-6264

東西松浦家畜診療所 伊万里有田出張所
〒848-0027
伊万里市立花町字通谷1542番地19
TEL:0955-23-2045
FAX:0955-23-6264

本　所
〒840-0805
佐賀市神野西4丁目4番14号
TEL:0952-31-4171
FAX:0952-30-7387

佐賀支所
〒840-2214
佐賀市川副町大字小々森124番地1
TEL:0952-45-0133
FAX:0952-45-6862

三神支所
〒849-0123
三養基郡上峰町大字坊所108番地6
TEL:0952-52-2964
FAX:0952-52-2997

鹿島藤津支所
〒849-1321
鹿島市古枝甲956番地10
TEL:0954-62-2739
FAX:0954-62-2497

杵島支所
〒849-1102
杵島郡白石町大字大渡494番地1
TEL:0952-84-6411
FAX:0952-84-6413

小城多久支所
〒849-0306
小城市牛津町勝1344番地11
TEL:0952-66-0256
FAX:0952-66-3593

2024年9月